



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月8日火曜日 第2098号

### ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林.....	798
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	798
土地改良区役員の就退任の届出.....	798
道路の区域変更(県道八倉松前線).....	798
道路の区域変更(県道松山松前伊予線).....	798
道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....	799
道路の供用開始( " ).....	799

### 公 告

えひめ森林公園の指定管理者の募集.....	799
-----------------------	-----

### 雑 報

公示送達(2件).....	800
---------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南宇和郡愛南町中泊175から178まで、253から255まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1134号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年9月8日から9月21日まで

#### ○愛媛県告示第1135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年9月8日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡田 怜一	新居浜市宇高町2-9-31

#### ○愛媛県告示第1136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字浜字今新開806番8から 同字796番7まで	旧	メートル 6.3~14.1	キロメートル 0.087	
			新	10.0~31.5	0.087	

#### ○愛媛県告示第1137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字浜字今新開779番2から 同字797番6まで	旧	メートル 7.1～12.1	キロメートル 0.159	
			新	9.9～15.3	0.159	

○愛媛県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1221番3から 同町川井1340番3まで	旧	メートル 5.0～15.2	キロメートル 0.192	
			新	9.8～19.2	0.192	

○愛媛県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1221番3から 同町川井1340番3まで	平成21年9月8日

公 告

○公 告

えひめ森林公園の指定管理者の募集について

えひめ森林公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成21年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 えひめ森林公園（以下「公園」という。）の概要

1 所在地	愛媛県伊予市上三谷齒朶谷山国有林並びに伊予郡砥部町七折笹ヶ平山国有林及び大谷山国有林
2 設置目的	県民が自然との触れ合いを通じて森林のもつ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 約104ha (2) 管理施設 管理棟・森林学習展示館（1棟・420㎡、木造3階建）、ログハウス（1棟・24㎡） (3) 学習展示施設 実習用苗畑（650㎡）、野外学習展示林（3.0ha）、昆虫観察飼育施設（1棟・21㎡）、林間学習広場（3,000㎡）、きのご栽培園（1,109㎡）、山菜栽培園（4,700㎡） (4) 造成園地（森） 生産の森（1.1ha）、世界の森（1.0ha）、郷土の森（1.7ha）、野鳥の森（2.2ha）、詩歌俳諧の森（10.0ha）、県民参加の森（52.8ha）

(5) レクリエーション施設 キャンプ場（20サイト/6,400㎡）、林間広場（2ヶ所（第1林間広場/6,134㎡、第2林間広場/4,949㎡））、フィールドアスレチック（25ポイント）、自然観察道（9,557m）	
(6) 公共利用施設駐車場（4ヶ所、6,927㎡）、公衆便所（3ヶ所、94㎡）	
4 事業概要	(1) 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関すること。 (2) 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。 (3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 公園の業務の実施に関すること。
- (2) 公園の利用の許可（えひめ森林公園管理条例（平成17年愛媛県条例第65号、以下「条例」という。）第9条第1項の許可に限る。）に関すること。
- (3) 公園の利用の促進に関すること。
- (4) 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

条例第4条から第13条までの規定による。

4 指定期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に公園の管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）のうち、公園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人等で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成21年10月1日（木）から10月8日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書

8 申請期間

平成21年10月14日（水）から10月16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課保護緑化係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089) 912 2597

10 その他

詳細は、募集要項による。

雑 報

○公示送達

小出利平（愛媛県西予市宇和町皆田630番の登記簿表題部所有者）土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成21年9月28日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年9月8日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成21年8月26日付け裁決書

## ○公示送達

澤近又治（愛媛県宇和島市三間町則 935 番の登記簿表題部所有者）  
土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成21年 9 月28日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年 9 月 8 日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成21年 8 月26日付け裁決書